

○議長（中村 敦） 次は、質問順位 2 番、1、攻めの防災について、2、新しい観光について、以上 2 件について。

13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） 13番、江田邦明です。議長の通告に従い趣旨質問を行います。

初めに、攻めの防災についてです。

令和 6 年度施政方針で 4 つの重点施策としているものであります。3 月定例会の一般質問「能登半島地震を踏まえた応急・復旧への対応について」でもお聞きいたしておりますが、何をもって攻めの防災と位置づけるのか、事前復興まちづくり計画がそれに当たるのか、再度お尋ねさせていただきます。

また、令和 6 年度における「攻めの防災」に資する事業について、事業費または事業予算として計上しているものは何なのかについても再度お尋ねさせていただきます。

同じく、同一般質問の市長の答弁の中で、市長は「情報、職員、水」に対するマネジメント強化の必要性を挙げられております。そこで、職員や人、組織のマネジメントに関係する次のことについてお尋ねさせていただきます。

まず、令和 6 年 1 月 3 日まで専任であった防災監の役割について、現在は防災安全課長が兼務している防災監の選任予定について、今後の考えをお尋ねいたします。

次に、知識及び能力を有する人材育成と行政運営の活性化に有効とされる、消防職員と防災安全課職員の人事交流の必要性について、どのようにお考えかお尋ねさせていただきます。

また、災害マネジメント以外の行政運営でも重要とされる指揮命令系統の確保では、現在、災害対策本部の本部長である市長以下にある職務代理者のうち、副市長、防災監が不在となっております。このことは指揮命令系統の意思決定者である市長が、災害の影響等により参集が困難な場合を想定すると、災害マネジメントの戦略として誤った人事であるかと私は考えます。このことについて、別方法でリスクを回避しているのかについてお尋ねさせていただきます。

現在、下田市は災害発生時に迅速な指揮命令等を行う拠点として、各種防災機能を備えた新庁舎の建設を進めています。本年 4 月 30 日に河内庁舎が開庁されたことで、一時的ではありますが、東本郷庁舎と河内庁舎の分庁体制となっております。このことに関して、まずは全般的な災害マネジメントとしての大きな変更点と、これまでから改善された点についてお尋ねいたします。

次に、個別事項として職員初動マニュアルや職員参集想定、業務継続計画（BCP）の変更点と改善された点、また職員参集訓練の実施状況についてお尋ねいたします。

最後に、策定中の事前復興まちづくり計画にもある、応急仮設住宅用地や高台移転用地等を確保する観点で、伊豆縦貫道路自動車道建設発生土を活用した新規平地造成等の検討状況についてお尋ねいたします。

また、地震等の災害から一人でも多くの人命を守るため、既存の木造住宅耐震化や耐震シェルター以外の施策として、静岡市などが実施している保全人家4戸以下で、県の急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない、土砂災害防止施設設置を補助率2分の1で上限500万円まで補助する「既成宅地防災施設設置費助成制度」の新設についての考えをお尋ねいたします。

次に、「新しい観光」についてです。

こちら令和6年度施政方針で4つの重点施策としているものであります。3月定例会の予算審議等でも質疑がありましたが、何をもちいて新しい観光と位置づけるのか、一般的に言われるニューツーリズム、従来型の観光旅行ではなくテーマ性の強い体験型の新しいタイプの旅行、着地型観光とも言われます、を示すことなのかお尋ねいたします。

また、令和6年度における「新しい観光」に資する事業は何なのかについてもお尋ねさせていただきます。

現状、議会は総合計画基本構想以外の行政計画策定や見直しに直接関わることができないことから、今年度より第3次観光まちづくり推進計画の策定に着手するに当たり、計画期間を令和3年度から令和7年度までとする現行の第2次観光まちづくり推進計画で、直近の実績に基づく効果検証や計画見直しについてお尋ねさせていただきます。

また、上位計画である「まち・ひと・しごと総合戦略」では、令和4年度評価において戦略的な観光プロモーションの推進に当たる、観光DMO組織構築の推進、ビッグデータの活用や地域ブランディング等が未実施と評価されております。その理由と今後の方針についてお尋ねさせていただきます。

直近の令和2年度国勢調査で、下田市の産業別就業人口は全体の9,716人に対して、第3次産業が7,940人で約82%を占めています。そのうち卸・小売業と宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業の合計は3,755人で全体の約38%を占めています。このことは宿泊客数や観光交流客数、関係人口等の増減が市内経済に大きな影響を与えることを示しています。

官民が一体となって観光立市を再構築していくためには、一般的に言われます経営資源、

ヒト・モノ・カネ・情報・ブランド等のうち、行政はそれぞれの活用支援に注力すべきであると考えます。

そこで、観光振興で密接な関係にある下田市観光協会との関係について、これまでの事業委託や補助金といった関係から、「下田市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則」を見直すことにより、下田市観光協会へ市の職員を派遣することで「ヒト」や「情報」の支援をする関係になっていくことについてどのようにお考えか、お尋ねさせていただきます。

次に、下田市のイメージは幕末の開港や黒船といった歴史と、10か所の海水浴場や変化に富んだ海岸線の海であります。

そこで、下田の海ブランドを確立するため、下田市海水浴場に関する条例の見直しについて、昨年の9月定例会で岡崎議員の一般質問で「来夏を目途に、何かしらの形になるようチャレンジしたい」といった内容の答弁を踏まえ、市長にお尋ねさせていただきます。

私からは同条例改定に合わせ、下田市が期間を定め自然公物である海岸を占用し、管理運営する海水浴場について、公の施設とするか否かについて整理いただくようお願いしておりますので、併せてお尋ねさせていただきます。

次に、宿泊税について。

私は3年前の令和3年6月定例会の一般質問、「持続可能な観光振興に向けた独自財源の確保について」で、宿泊税等の導入による観光振興財源の確保について質問と提言をしております。再度、3年前に質問した重要な部分を確認いただきたいと思えます。

法定外目的税という非常にデリケートな言葉を議員から発信しておりますので、改めましてこの一般質問の趣旨について説明させていただきますと冒頭に申し上げました。その審議については、短期的な視点で議論すれば関係者の不利益等が顕著に現れ、税の負担増に反対という結論になるかと思われまます。では長期的な視点で議論する場合はいかがでしょうか。

一方の選択として、逡減的に歳入が落ち込み、市民生活や観光振興に十分な予算が行き届かず「まち」が疲弊する、魅力を失い衰退が進む「まち」から減少する市民と観光客、その負の連鎖を受け継がなければならない子供たち。

もう一方の選択として、税や協力金、負担金・分担金等を活用して観光需要の充足や観光振興策を実行し、観光地としての好循環の仕組みを築いていく。法定外目的税などを導入するための時間軸を意識した場合、新たな税目を創設してまで充足すべき「行政需要の内容」と、具体的活動に当たる「使途」、宿泊など課税の「対象」と、それを選択した根拠、税率・税額を含む「徴収方法」「関係者への影響」などについて、論理的な妥当性の説明と十

分な理解が求められるため、導入を果たした自治体では構想の検討を始めてから施行まで短くても2年から3年を要しております。

現在のコロナ禍でそのような議論をすべきではないという意見も多くあると思いますが、コロナ禍後の将来にふさわしい観光振興を見据えたとき、今誰かが公の場で一石を投じる必要があると考え、この法定外目的税というテーマについて触れさせていただくものでございます。

何よりもこれからの子供たちのために、そして未来への投資がこのテーマの目的と考えておりますと3年前の一般質問で述べさせていただきました。今回を新たに、財政力の視点からも宿泊税の必要性について、配付資料及びモニターで説明をさせていただきたいと思っております。

各資料の説明の前に、次の内容を確認させていただきたいと思っております。こちらは市民の皆様にも知っていただきたいという思いで、あえて説明をさせていただきます。

令和6年度、下田市の一般会計予算は127億円で、歳入のうち市税等で賄われる自主財源が48億円、全体の38%、地方交付税等で賄われる依存財源が79億円、全体の62%です。そのうち地方交付税は33億円、全体の26%で、この10年間で5億円ほど増加しています。

地方交付税とは、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、国が財源を補填するものです。人口や面積等を基準に算定される基準財政需要額から基準財政収入額、大ざっぱに言えば、地方税収入を差し引いてプラスの場合は地方交付税となる財源不足額を示します。反対に、差し引いた額がマイナスの場合は地方交付税の不交付団体となり、県内では御殿場市や富士市などがそれに当たります。

では、お配りさせていただいた資料、またモニターの資料4を御確認ください。

資料4は、基準財政収入額の算定対象税目と算定対象外税目を示したものであります。先ほどの説明の例外として、表右側の列にある赤字で記載した法定外普通税及び入湯税、都市計画税、青字で示した法定外目的税（宿泊税）は、その税収が増えても地方交付税の算定対象外となることから、厳密には若干異なりますが普通交付税は減らないということになります。

次に、資料1を御確認ください。

ただいまの説明を図で示したのようになります。左図が下田市を含む地方交付税の交付団体、右図が御殿場市等の不交付団体です。両図とも縦軸が歳入、横軸が年度となっております。表中段の横方向の破線は基準財政需要額を示しております。左図の交付団体が年度ごとに市

税の増加で自主財源が増えたとしても、先ほどの計算式のとおり地方交付税が減るため全体の歳入は増えません。

一方、右図の不交付団体は市税が増えた分だけ全体の歳入も増加します。交付団体と不交付団体で、赤枠の三角形で示す年度ごとに増えた市税は一緒ですが、歳入全体の変化は大きく異なっております。当然、図の下側に緑色で示した観光振興に充てられる予算も、交付団体は増加なし、不交付団体は増加と大きく変わってまいります。

次に、資料2を御確認ください。

そこで、交付団体の財政力を向上させるための施策として注目されているのが法定外目的税（宿泊税）などになります。これはさきの説明のとおり、地方交付税の算定に影響しませんので、右図のように法定外目的税、宿泊税の増加は赤枠の三角形で示すとおり、純粋に歳入全体の増加につながります。

また、観光振興の目的に活用される法定外目的税であることから、赤枠の三角形と同じ箇所を水色で示した増加分全てが、観光振興に充てられる予算として増加させることができます。

最後に、資料3を御確認ください。

さきの資料2にあった法定外目的税、宿泊税を導入した新・交付団体と称しますを左図に、さきの資料1にあった不交付団体を右図に示しております。

資料1では、交付団体と不交付団体で観光振興予算の増加に大きな変化がありましたが、ここでは左図の新・交付団体が緑色と水色で、右図の不交付団体が緑色で示すように、観光振興予算の増加が同じ動きとなっております。

ここまでの資料による説明からも分かるように、財源不足に直面する下田市においては観光振興に充てる財源に限界があり、観光振興予算を大きく増額させることは難しいのが実態ではないでしょうか。宿泊税等の導入により財源を確保した観光地とそうではない観光地とでは、今後大きな差が生まれる可能性があります。全国的にアフターコロナで新たな段階に入った観光立国推進であり、宿泊税の導入は不可欠だと考えております。その導入には多くのハードルがありますが、次世代の観光立市下田のため、それらを乗り越えられるか、現在問われているのではないのでしょうか。

前回の一般質問から3年たった今、実際にコロナ禍後を迎え、同じ伊豆半島では熱海市が令和6年2月定例会で熱海市宿泊税条例が議決され、同年3月15日に公布し、令和7年4月1日からのスタートで準備を進めています。賀茂地域内では東伊豆町が令和7年3月から入

湯税を引き上げる方針を示しています。宿泊税について、下田市におけるこの3年間の検討状況と今後の方針についてお尋ねいたします。

以上、私からの趣旨質問とさせていただきます。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 議員の御質問は防災の話と、それから観光の話の2点なのですが、観光の話についてはかなりその内容が広範にわたっておりまして、それについて私のほうで答えられる限り答えてみたいと思います。

まず、攻めの防災についてでございます。

攻めの防災とは何ぞやという、こういう御質問について私からちょっとお時間を頂戴して申し上げたいと思います。

私が就任したときに下田市では防災対策はほぼ完了していると、こういうような話だったんです。例えば避難地、避難路の整備がもうできていて、津波のエリアに対してカバー率がほぼ100%だと、こういう話だったんです。そのようになっているところはあまりなかったんです。それで下田市はそれに対してしっかりやっていますということだったんです。

それはそれでいいんですが、私は能登半島の教訓から実はまだやるべきことがたくさんあるんじゃないかと思ったわけです。これからそのやるべきことというものを土の中から掘り起こして、今まで言われていたメニューじゃないものやっぺいこうと、これが攻めの防災の基本的な方針です。

例えば住宅の耐震化について、この賀茂地域というのは非常に遅れているわけです。県では9割を超えた、9割ぐらいだということで「TOUKAI-0」については一定の成果があったということで、「TOUKAI-0」についてはここで一つの区切りだということになってはいますが、能登半島では多くの家屋が潰れた、あの能登半島での木造住宅の耐震化は5割いってなかったんです、実数として。私らのところは6割を超えているんですけども、それでも県平均に比べると著しく低いということになります。

耐震化率というのは新築のものも入っていますので、本当はその実数としてはなかなかつかみづらいところがあって、測り方でもまた変わってくるんですが、それでも明らかに旧市街地を見ますと古い木造の家屋がたくさんございます。ここは観光地でもありますので、こうしたものが観光の資源としてこの先も使い続けられるようにしてあげねばならない。一方で、それが倒れて道路を塞いでしまいますと緊急車両が通れないようになりますし、それか

ら住民の方の避難の妨げになります。

こうしたことをやはり私たちは掘り起こすべきだと。さらに言えば、避難路もできているんですけども、これが出来上がった当時はきれいだったわけですが、管理しなければ草ぼうぼうになって、どこに道があるかも分からないような状態になっています。自助・共助・公助とよく言います。この3つの範疇に対して具体策をこれから私たちとして考えて、それで実際に具体的に進めたいと思います。

本年度の具体的な事業といたしましては、特に私の避難計画の作成、私の避難計画というのは私の家で私の子供はどうするとか、起きたらどこに逃げるとか、そういったことはちゃんと書いておこうと、分かりやすいものを各戸配布しております。ですがいろいろな方々にお聞きすると、まだそんなことがあったっけという感じで、御存じないというか認識されてない方がたくさんいらっしゃる。

住宅の耐震化もほんの少しですがやってくれている方がいらっしゃいますけれども、やはりまだまだ復旧が足りないかなと感じています。その根底には、時々申し上げてますけれども、どうせ津波で倒れてしまう、崩れてしまうのにコストをかける必要があるのかといった、特に高齢の方々です。

それでこうしたことに対して、高齢の方でもやりやすい、それほどコストがかからないやり方というのを模索しようじゃないかと、そういう研究をしてみたいです。自主防災会議を対象とした防災講演会の実施や、あるいは復旧・復興の体制訓練、こうしたものもこれまでどおり力強く進めます。

そのほか孤立集落、孤立が予想される集落に対するドローンの社会実験を先だって行いましたけど、これを実装していく、こうしたことが攻めの防災の具体的なところになります。もう少し詳しいことについては、後ほど担当課から申し上げます。

続きまして、観光に関してです。

新しい観光という言葉、これを何をもって市長は定義しているのかという御質問であろうかと思えます。いわゆる観光は、文字のとおりサイトシーイングになるわけです。光というのは光景とか言われるように景色のことですので、景色を観ること、サイトシーイングだと。今はツーリズムと言います。これはどちらかというとその地域の文化にちゃんと触れると、サファリパークで檻の中から見物するのではなくて、そこから出てその動物たちと触れ合うという、それが動物園の中でもいろいろな動物園がやっていることかもしれない。

私たちは観光客の方が地元の人たちと触れ合うとか、あるいはこの地域の役に立つような

ことをやってくれる、様々な新しいメニューを考えたいと思っています。例えばエコツーリズムとかロケツーリズムとかありますけれども、この丸々ツーリズムの丸々に何を入れるのかということの研究してまいります。

具体的に申し上げますと、例えば医療や美容のツーリズム、これはメディカルツーリズムとって今始まっています。まだこれは言われてませんが、社会貢献ツーリズムというのが私はあるんじゃないかと思っています。例えば海岸清掃をすとか、被災地の復旧作業のボランティアをするツーリズムもあるんじゃないかと思えます。あれはボランティアの方々がみんなでまた会ったねとって、そういったやりがいもあるんだそうです。まちづくり、まちおこしに関するお手伝いをするツーリズムがあってもよろしいかと思えます。したがって、新しい観光というのは無限の可能性を持っていると思えます。

それから夏の海水浴場について、何らかのアクション、チャレンジをしたいということをして市長が言ったんだから、それに対してどうなのか直接お尋ねしたいと、こういうお話がございましたので、これについてもちょっと申し上げます。

先般、下田市健全・安全・安心まちづくり推進協議会が設立されました。下田市健全・安全・安心まちづくり推進協議会、交通安全ですとか犯罪防止、青少年の健全育成、防災、教育、海水浴場等々、幅広いフィールドで幅広い分野において様々な関係する組織、機関、団体を一堂に集めたプラットフォームができました。国内にも類を見ないチャレンジでございます。参画して下さった各団体の皆様も課題がこれによって共有できる、あるいは場合によっては連携してこの課題の解決に向かうことができると評価をいただいたところでございます。

最後に、宿泊税の導入という非常にデリケートなことを議員は数字をしっかりと挙げて御質問いただきました。それで私はこのベースとする考え方に非常に共感いたします。観光施策のために特定財源の確保というのは重要じゃないかという、こういう御指摘のとおり私どもとしてはやはりプロジェクトを打つにしても予算が必要になりますので、そうしたことをどうやったら私たちは体力をつくることができるのか、体力とは財源力とかそういったものを含めてつけることができるのかということを実は新しい知事に御相談したいと考えています。

伊豆半島という小さな市町村がたくさんあるこの地域として、観光を持続可能にするためにどんなことが重要なのかといったことをぜひ県として御支援いただきたいということを申し上げようと考えているところでございます。

そのうちの1つが議員御指摘の宿泊税のような特定の税の創設ということでございます。これについては本当にデリケートですので、しっかりと各機関と協議をして制度を設計してま

いりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） 私からは攻めの防災についての中で、3番目の4月30日からの東本郷庁舎と河内庁舎に分庁されたことで、災害マネジメントは何を変え何が改善されたか、全般的な災害マネジメントと、次に記載の個別事項について尋ねたいということで、全般的な災害マネジメント、職員初動マニュアル、職員参集想定、職員参集訓練の実施についての御質問でございます。

全般的な災害のマネジメントといたしましては、河内庁舎の完成に伴いまして、今まで災害対策本部の開設計画が災害ごとに東本郷庁舎、市民スポーツセンターと別に想定していたものを河内庁舎に集約できたため、建物の安全性や人員体制、事務機器、通信機器等が確保されたことで、災害対策本部機能の強化が図られたと考えております。

職員初動マニュアルにつきましては、分庁体制になったことを踏まえまして、平日・休日の対応の見直しを行っております。分庁体制への移行に伴う河内庁舎へ直接参集可能な人数は82名と想定しており、河内庁舎議場を災害対策本部室として活用する形での職員参集訓練の実施を予定しております。

続きまして、同じ攻めの防災についてでございます。4番目の事前復興まちづくり計画にある応急仮設住宅用地や高台移転用地を確保する観点や、木造住宅耐震化や耐震シェルター以外で命を守る対策の観点から、次の施策について考えをお尋ねしたいということで、伊豆縦貫自動車道建設発生土を活用した新規平地造成等の検討はという御質問でございます。

伊豆縦貫自動車道建設発生土を活用しました土地造成につきましては、現在、建設課において発生土の受入れ候補地として稲梓地区、須原、それから箕作でございますけれども、敷根地区が検討されております。

そのうち箕作及び敷根地区の土地造成後の利活用につきましては、平時におきましては地元住民や来訪者等が利用できる公園や広場の整備を計画し、有事の際におきましても地域に適した防災機能が発揮できるよう、平時の利用と兼ね合わせた施設整備について建設課、静岡県、その他関係機関と連携し調整を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 総務課でございます。それでは私からは件名1、攻めの防災につい

てのうち、副市長、防災監の不在、防災監の役割及び選任計画はあるか、消防職員との人事交流について、業務継続計画BCPについて。

件名2、新しい観光についてのうち下田市観光協会への職員派遣について、こちらについて御答弁申し上げます。

まず初めに、副市長、防災監の不在について、防災監の役割について及び防災監の選任計画はあるのかというところでございますが、防災監については以前から防災担当課長が兼務していたところでございますが、平成31年1月から5年間の任期で自衛隊出身者を防災の専門家として、災害時には全体の統制役として市長を補佐し、また防災計画や訓練の立案を行うなどの役割を担っていただくことで当市の防災行政を強化するため、特定任期付職員として任用したところでございます。

特定任期付職員の任期満了後は、防災安全課長が防災監を以前のとおり兼務するという体制になっており、現在、専任の防災監を配置する予定というものは持ってございません。また副市長が不在であるということは、こちらは一時的な状況であって、防災安全課長が防災監を兼務しており、さらに各職員のスキルアップをOJTで進めており、市の災害対応能力、こちらを確保しているというところでございます。

次に、消防職員との人事交流でございますが、こちらにつきましては既に消防組合のほうから財務や法規等の事務を担う職員を育成するため、交流職員の受入れについて打診があり、現在調整を行っているところでございます。一方、当市のほうから組合への職員の派遣については、今のところ予定はないということでございます。

続きまして業務継続計画、BCPですけれども、当市の業務継続計画、こちらにつきましては南海トラフの大規模地震を想定し、平成27年の3月に作成したところでございます。その後、新型コロナウイルスの流行に伴い、令和2年4月当初に作成していたものを災害編と位置づけ、新たに感染症編を応急的に作成し、2年後の令和4年8月、この感染症編を見直して内容の更新を行ったところでございます。

現在、分庁体制にあったことにより見直しが必要という内容になってございますが、段階的に計画の更新作業を行っていきたいと考えてございます。

続いて、一般社団法人下田市観光協会への職員派遣についてでございます。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、こちらの法律で条例の定めにより職員を市の職員としての身分を保持したまま派遣することができると、このように定められております。

当市ではこの法律に基づき下田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を制定いたしました。それでこれの規則のほうで、派遣先は社会福祉法人伊豆つくし会及び一般社団法人美しい伊豆創造センターの2つと定められているところでございます。

一方、議員御指摘の観光協会への派遣につきましては、十分検討する余地はあると考えておりますので、今後、職員数の確保等の見通しが立ちましたら前向きに検討していきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） それでは、私のほうからは攻めの防災についての中の、保全人家4戸以下で県の急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない家屋への補助制度についてお答えいたします。

この制度につきましては、県内では静岡市、県外では鎌倉市などが創設していると認識しております。現在、この制度の新設の予定はございませんが、その代わりとしまして宅地等防災工事業、災害防止のための必要な擁壁、排水等の工事を実施した方に、限度額27万円までの利子補給を行う下田市宅地等防災工事費補助、また指定された土砂災害特別警戒区域等を対象とし、移転する方に対し下田市がけ地近接危険住宅移転事業補助の制度を設けているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） それでは私のほうからは、新しい観光につきまして何点か御質問いただきましたので順次お答えさせていただきたいと思っております。

まず、令和6年度におけます新しい観光に資する事業は何かという御質問でございますが、先ほど市長のほうから新しい観光の定義につきましてはお答えしたところでございますが、下田市の豊かな自然環境や歴史・文化、そのほかにも様々な地域資源を活用した各種ツーリズムの開拓を目指すものでございます。

令和6年度の予算としましては、エコツーリズムモニターツアー実施業務や下田伝統芸能担い手育成業務に加えまして、自然体験活動推進協議会におきましてもエコツーリズムのコンテンツとなり得る体験メニューの造成に取り組んでまいります。

続きまして、現行の第2次観光まちづくり推進計画の効果検証や計画見直しにつきまして及び観光DMO組織構築の推進、ビッグデータの活用等に関する今後の方針につきましては、

昨年度は下田市観光まちづくり推進本部会及び幹事会合同会議、それと幹事会の計2回開催してございます。

現行計画の効果検証等につきまして協議、検討をいたしました。令和4年度実績になりますが、数値目標の達成度につきましては観光交流客数、宿泊数とも50%程度となった一方、外国人宿泊客数は104%と目標値を達成してございます。そこからインバウンド対応強化の重要性を示す結果であると受け止めております。計画見直しにつきましては現行計画、5か年計画の中間年度となります令和5年度実績を検証していく中で見定めてまいりたいと考えております。

観光DMO組織の構築につきましては、広域的な観光DMO組織であります美しい伊豆創造センターに加盟して誘客の促進に取り組んでおります。観光動向に関するビッグデータの活用やインバウンド施策を推進する上でも下田市単独ではなく、美しい伊豆創造センターを中心とした広域的な組織での取組が効果的だと考えております。

今後、第3次計画を策定する過程としまして、観光事業者や関連団体によるワークショップの開催を予定しておりますので、そちらにおきましても観光推進組織や体制につきまして検討していきたいと考えております。

続きまして、下田市海水浴場に関する条例の見直しにつきましては、昨年9月以降、条例改正について警察や地元関係者と複数回にわたり協議を重ねてまいりました。その結果、夏期海岸対策暴力団等排除対策部会等で検討を経て、新たに夏期のみ営業している海水浴用品レンタル事業者ですとか飲食事業者につきまして、反社会的勢力でないことを表明、確約に関する同意書、こちらの提出を今回におきましては求めていくといった対策を講じることとなりました。今後も現場状況を把握しまして、関係機関と協議を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、下田の海ブランドを確立、また海水浴場を公の施設とするか否かの整理につきましては、下田の海ブランドとしての確立につきましては、通年での海岸の活用に向け海水浴以外のマリナクティビティーやマリンスポーツ等の普及促進が重要であります。グローバルCITYプロジェクトや今年度に策定予定のサーフタウン構想とも連携してまいりたいと考えております。また、海水浴場を公の施設とする見解につきましては、夏期の2か月間のみ静岡県等から海水浴場を開設するために占有しているものでありまして、現行法令等を鑑みると公の施設には当たらないと整理しております。

一方で、海岸の通年利用につきまして静岡県、関係者等と協議をするなど多角的に検討し

てまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 税務課長。

○税務課長（土屋武久） 私からは新しい観光についての中での（3）の4つ目、宿泊税導入による、観光振興財源（モノ・カネ）の確保についてお答え申し上げます。

議員御提案の宿泊税については、令和5年度より新たな財源確保のための庁内検討会議を設置し、宿泊税などを含めた新たな財源について検討を始めたところであり、今後も引き続き検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） まず、攻めの防災ということで、市長のほうから今まで実施されてこなかったことを進めていきたいというような御答弁をいただきました。この攻めの防災という言葉の概念が、やはり一言だけだと分かりづらいところがございます、さきの一般質問の中でも、いつまでにそれを達成していただけるのかというお話の中では、次の任期の早いうちに、4年を待たずに2年とかもっと早いうちにというお話でしたが、具体的にその早いうちの2年というとき、何を攻めの防災として完成させるかというところが私はちょっと分からなかったということと、自助・公助・共助を拡充していくためにこれから考えていくというような御発言も今の市長答弁の中でございましたので、これから考えるのではなくて、市長として4年後の姿というものを答弁の中で聞いている方が感じられる、現実として感じられるような考え、施策をお持ちでしたら御答弁いただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 2期目がもしいただけたらどうするかと、そういう御質問だろうかと思います。

おっしゃるとおり攻めの防災というのは、言葉として相反するものが入っているわけです。防災というのは「守る」という字が入っているわけですから。守るのに何で攻めなのかということなんですけど、これは実は今回、事前復興計画を御指導いただいた東京大学の加藤先生のお言葉なんです。これはもともとどこから始まったかということ、静岡県静岡市清水区のある庁舎を津波のエリア内に建て直すといったときに、いろいろな御意見があったと。そのときに攻めの防災という言葉は私は学んだわけです。

清水市、その当時は、静岡市の清水庁舎として、あそこにあえてやるんだと。危険なとこ

ろにあえてやるというのは、私はとても逆転の発想で興味を強く抱いたわけです。むしろ危険な中にそういったものを建てて、みんなの安全のために役立てようと、こういう発想でいったわけです。

下田の場合はこの庁舎のみ今移転しています。下田のまちの中は観光のお客様をどうぞ来てくださいといっている。だとすれば、やらなければいけないことがあるはずです。例えば公的に建物を取得するとほとんどの場合、そこに耐震性を要求されるので、改修費がかなりかかってしまう。それで民間が持っているんだったらいいという、そういう今整理になっているんですけども、民間の建物を、例えば人が住んでいる建物だって、やっぱり命をそこで私たちは守るべきなので、その被害想定のあるところに対してどういうアクションをするかということに尽きると思います。

したがいまして今私が考えているのは、大ざっぱに言ってなんですけど、今非耐震のもの、これを今後10年の間、10%改修あるいは新築とかにして耐震化する、これは金額的には不可能じゃないと。当時私がこの考えを示したとき、この賀茂圏域に1万3,000軒の非耐震の住宅がありました。6つの市町村ですから、1つ当たり2,000ぐらいになるわけなんですけど、下田でいうと大ざっぱで3,000の家がある。この3,000の家に対して10年で10%ということは、1年当たりになると10%ですから3,000のうち300、300のうち1年でやろうとするとさらに10年のうちの10分の1ですから、そのようにすると3,000軒の中の30軒ということになるわけです。30軒ずつぐらいだったら可能じゃないかと思ったんです、1年間に。

その30軒に例えば補助金を入れるとき、市で100万円を例えばそこに入れると、そうすると30軒掛ける100万円は3,000万円なわけです。それでそこに県の補助金、国の補助金を頂ければ、平均値がよく300万と、中間値というかそれが300万円ぐらいと言われている。その300万に対して県・市・国でいろんな形で充てていく。あるいはその300万を圧縮して、もっと簡易な形ででも補強ができるのであれば、そういう工夫をしてやっていくと。そうやって一つ一つをやっていけば、まちが防災強化されていく。構造的に防災強化されて避難路もちゃんと残るということです。

それから避難地、避難路の先ほどの維持管理、保全についても、草ぼうぼうなところをふだんから使えるようにする。今般の廃墟ビルになっていましたグランドホテルが、私たちとしては今買い取りまして、そして公園の計画をこれからつくるところでございますが、防災に役立つ公園にすると。

このように、これまで住んでいたと言われていたんですけども、もっと攻めていく、そう

すればここにも逃げられる。そして我が家の私の避難計画で、ここに逃げれば良いということをお子も理解している、そういうまちになることを私としては目標としています。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） ただいまの御答弁の中で、やはり大きなところでは中心市街地の非耐震化というところをテーマに進めていきたいということで、県の「TOUKAI-0」の制度がちょっと私の認識ですと今年度、来年度で終わってしまうかと思うんですが、この制度がなくなった場合、市として今まで県が負担していた額を増額して制度を構築していくのか、それともこの耐震化を進めていくに当たって、どのような補助制度を充実させていったり拡充したりというお考えがございましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 県が平均値として90%ぐらい耐震化は進んだと、それで一つの区切りになると公表しているわけです。

これに対して新しい知事に要望として、県はその制度を継続するなり、あるいはモデルを少しマイナーチェンジというんでしょうか、少し変えてでもこうした実数として見られないようなところの耐震化に力を入れていただきたいとお願いするつもりでございます。

県全体となりますと、賀茂郡というのは全部を足しても6万人ぐらいということで、350万人に対して6万人ぐらいでは、県として全体の平均値としてどこまで上がったかという数字に表れてこないわけです。ですが私たちにとってはこれが暮らしそのものであって、実数として少なくとも命は一つずつみんな大切ですので、その辺を強く県のほうに訴えて、市単独ではなく県・国・市が公共側として、公的支援する側としてしっかりと協力してやっていくことが重要と考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） ただいまの御説明を聞きまして、非常にこの攻めの防災というのが理解が進んだと思います。知事選の中でも防災特区というような言葉が出ておりました。今市長がおっしゃったことは下田市だけではなく能登半島地震を踏まえ、この伊豆半島を防災特区として県また国に要望を上げていくといった答弁だと理解をさせていただきました。ありがとうございます。

次に、災害マネジメントの関係でございます。

今年度の重点施策ということで、市長は攻めの防災、新しい観光という言葉が使われていますが、私はどちらかというこの形容詞を逆転して、新しい防災、攻めの観光といったほうがいろいろなことが理解しやすいのかなと思っております。なぜならば庁舎が分庁している2年間と庁舎移転が完全に進む令和8年、当初はこの市役所自体を防災拠点ということで一つのテーマに掲げて、いろんな基本構想から基本設計等を進められていると思います。市民の方は庁舎が移転することで防災機能がどのように変わったかということがまだなかなか理解されてないのかなと考えております。

課長等の答弁の中で全体的にどこが改善したというところでは、被害想定に合わせて対策本部の設置箇所が、これまでばらばらだったが今回は1か所になったという御説明がありました。やはりこういう点を新しい防災として市民の皆様発信していくことが、今市当局にも議会にも求められているのかなということで、再質問を幾つかさせていただきたいと思えます。

まず、副市長と防災監がいらっしゃらないということで、この6月定例会が閉会しますと市長選挙が控えております。この市長選挙期間中は恐らく職務代行ということで、市長の職務を下位役職の方がそれぞれ受けていくのかと思いますが、1点目の質問としては市長選挙に伴う職務代行期間というのがいつからいつまでを想定されているのか、もう一つは災害対策本部における指揮命令系統の職務代理者ということで、市長がいらっしゃらない場合は副市長、副市長がいらっしゃらない場合は教育長、防災監、防災安全課長、企画課長、総務課長という順で想定をされていると思いますが、まずはその指揮命令系統の上位にございます教育長としての防災におけるお考えというか、市長からのレクチャーであったり副市長からのレクチャー等を受けておられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思いますよろしいでしょうか。

○13番（江田邦明） はい。

○議長（中村 敦） それでは、13時5分まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時3分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） まず、職務代理者は置きません。すなわち選挙期間中も私が市長として業務を執行する予定であります。これについては、昨今は大体そういうケースが多いからです。先だって4月に行われた伊豆市長選でも菊地市長は置いてない。それから前選挙の4年前のときも福井前市長は置かずにやってらっしゃいました。

今はかなり遠隔でも様々な手法があって連絡が取れるということ、それからこの市内にいるわけですので、一日何回かここに寄ることができるかもしれない。そういったことも踏まえて今般は置いておりません。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 今市長が申し上げたとおり代理を置かないということです。それで私についてはこれまでの訓練にのっとり、マニュアルに従って責務を果たしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） それでは職員のマネジメントの関係で質問させていただきたいと思えます。

御答弁の中で消防職員の交流ということで、現在、受入れの打診をいただいているということでもございました。もともと消防行政も含めて市の行政という考えの中で、消防行政の中に市の職員さんが入っていくことも重要なと私は考えておりますし、消防行政の現状を市の職員が把握をしていくことも必要かと考えております。相互の派遣なのか、ちょっと出向なのかすみません、制度を把握してなくて申し訳ないんですが、こちらから消防行政に入っていくということの考えについてお聞きしたいのと、もう一つ、公務員の定年延長に伴う役職定年制を踏まえまして、消防長等の現場での実践的な経験のある消防行政の管理職の方を防災監として受け入れること、特にこの分庁体制が続く令和6年から令和8年度においては職員も2つの拠点にいらっしゃいますので、そういった観点からも市長以外の防災専門の統括者の必要性を考えておりますが、再度その点について御検討いただけないか質問をさせていただきます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一）　まず市の職員と消防職員の交流の中で、いわゆる職員交流として、
いってこいを、というお話でございます。

先ほども申し上げましたけれども、向こうからいらっしゃる場合、向こうの希望するとい
うか、そういったものはあくまでも財務であったり法規であったりという、自治体の根本と
いうかそちら側の運営側についてのノウハウが、どうしても消防だけではなかなか難しいと
いうところを思っただけのそういった御提案であろうかと思えます。

そちらについては以前も受けていたということはあるようです。当然私が総務課に来る前
の話ですけれども、そういった中でそちらについてはまた昔のように考えましょうというお
話でございます。

一方、こちらから向こうへというお話なんですけれども、そちらについてはどういったも
のをこちらから学びに行くというか、そういったものも含めて、まだちょっとそういう面
になっていない、どうしたものかという今の御提言ですぐにじゃあこういうことをするために
消防組合の何課に行かせようかというのが、今ちょっとすぐには出てこないものですから、
こちらについては先ほど申し上げましたように、取りあえずはまだ白紙ということにさせて
いただきたいと思えます。

それから防災監につきましては、確かにこの1月までの5年間、梶間防災監に来ていただ
きまして、種々いろいろな防災についてのお仕事のほうをしていただいたというところで

それで今御心配されているように、元の防災安全課長のほうと、元に戻ったという言い方
は私たちのほうではそうは思ってるんですけれども、確かにおっしゃるように本当の防災監
が専任であれば確かに心強いし、当然そういう人はある程度のスキルを持った方であれば確
かに心強いんですけれども、例えば賀茂地区でいくと、みんな併任というか兼任です。それ
で東部11市を実はこの御質問があつてからちょっと調べさせていただいたんですけれども、
2か所ぐらい確かに専任を置いてらっしゃるところもあります。あれば当然そういった方が
いらっしゃって、そういうことができるのであれば、それは心強いことだと思いますけれど
も、またその辺については今元に戻ったところで、必要性をまた考えていきたいと。

それで今消防署の定年は延長なり再任用の人をこちらへということですが、消防署
の定年延長をされた方は、多分、役職は定年になると思うので、基本的にうちのほうへ来て、
その人がまた管理職になるということは、多分できないんだろうなと思えます。ただ、退職
をされた方ということであれば、もし防災監を誰かにするかということがあれば、その中
での選択肢の一つの型とはなろうかと思えます。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） それでは次に、個別のマネジメント体制、各種計画の現状ということで再質問をさせていただきます。

まず職員さんの初動マニュアルの関係です。分庁されたことで東本郷庁舎に勤務されている方の初動が一番重要であったり、この災害時の要になっていくかなと思います。現在の職員初動マニュアルの中で東本郷庁舎の職員さんの初動体制と、分庁されたことで変更された点があれば具体的に教えていただきたいと思います。

また、河内庁舎への参集については82名ということで、これが想定数なのか実際に訓練をした実数なのか分かりませんが、この災害対策本部への参集想定、参集実数というのは以前の東本郷庁舎一本のときよりも改善したのか、それとも距離等の関係で想定参集職員数が減ったのかについても確認させていただきたいと思います。

あと参集訓練については、新聞紙面等で他の自治体さんはこの6月であったり、5月にされているような記事を拝見しておりますが、今後、下田市の分庁体制の中での参集訓練の予定について御答弁いただきたいと思います。

併せまして消防監の役割ということで、梶間消防監が5年間いらっしゃった中で、基本的には災害対策本部の運営であったり計画の整備、防災訓練等の企画・実施が主な役割かと私は認識しております。

そうした中で令和8年、新庁舎、河内庁舎一本になったときの初動マニュアルであったり参集想定というものが、この昨年度の1月3日まで防災監がいた体制の中で既に出来上がっているのか、それともこの令和6年から8年の間の2か年をかけて新たに想定をこれから洗い出して検証してつくっていくのか、その点について全体の災害マネジメントという観点から併せて再質問させていただきます。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） まず1点目の東本郷に勤務している職員につきましては、まず暫定的にスポーツセンターのほうへ行っただきまして、それから安全を確認した後、こちらの河内庁舎のほうへ参集するという形で考えてございます。

次に82名の想定ということで、こちら参集の82名は参集可能な想定でございます。前回までは、令和5年まではスポーツセンターのほうへ98名を想定してございました。

それで今後の参集訓練の予定でございますけれども、こちらにつきましては今月以降に実

施予定でございます。実施につきましては職員メールにて参集を呼びかけて行うというようなことを考えてございます。

それから令和8年開庁の新庁舎までの初動マニュアルでございますけれども、令和8年以降につきましては今後2年の間で検証をしながら進めてつくってまいります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 参集訓練については庁舎移転であったり黒船祭、また議会ということでなかなか期間が設けられなかったのかなとは思いますが、理想を言えば移転前に実施訓練をして、参集想定数を実数に切り替えて計画をつくっていくのがよりよい初動マニュアルであったりBCPの作成になっていくかと思えます。

2年間で8年以降の各種計画をつくっていくというような御答弁をいただきましたが、南海トラフ巨大地震については今日、今すぐにでも起こる可能性があるということで早急に、2年を待たず8年以降の計画も明確にして、市民の皆様新しい防災としての下田の未来をお示しいただければと思います。

次に、事前復興まちづくり計画にある高台の平地造成の点と新たな補助制度ということで質問させていただいた中で、平地の造成について稲梓、須原、箕作、敷根地区ということで御答弁いただきました。

重ねての質問で恐縮ではございますが、こちらについてはたしか令和元年に約920万の予算を計上して外浦、白浜間の国立公園特別地域に活用候補地として基本設計、登記準備の業務をされた記憶がございます。併せて令和3年6月、私が行った一般質問、道路及び河川の維持管理等、行政代執行についての松木市長の答弁の中でも、やはりこの発生土の行方ということで、議員のほうでも地区の合意を得てこういった場所を紹介していただけないかというお話もいただきました。

私のほうではなかなかそういう調整はできなかったんですが、そのときの答弁の中で、ぜひこういう整備に向けて市としてもこれから検討してまいりますというようにお話もいただいております。

伊豆縦貫道建設促進に当たっては、この発生土についても併せて考えていかなければいけない。これこそが攻めの防災の観点かと思いますが、現状を松木市長の中で、この発生土を活用した計画というもの、令和6年度はないと思いますが、これからの4年の中でどういった考えをお持ちであるか、お聞かせいただきたいと思います。

もう一点、県のがけ条例、急傾斜地崩壊対策事業以外の補助制度ということで、私のほうでもこういった例は少ないということは承知しておりました。

一方で、市としては立地適正化であつたりコンパクトシティの観点から、先ほど御答弁いただきました、がけ地近接等危険性住宅移転事業補助金という制度を国と県とともにされておりますが、こちらもある意味で攻めの防災の観点かと思えます。危険な箇所から移転していただく、こういったこの補助制度の周知であつたり現状の活用状況を、直近3年ぐらいでこういったものを使われた状況があるかどうか分かれば御答弁いただきたいと思えます。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 発生土の活用につきましては、今も引き続き様々な場所を探しているところでございます。議員お見込みのとおり敷根ですとか箕作の周辺とか、様々な計画を同時並行でやりながらその活用策を探しているところでございます。

道の駅のような形にして平場を造っておけば、いざというときに後方の支援拠点ということが可能になるかと思えます。それはインター周辺だから、そのインターの力を活用するということになりますが、一方で縦貫道と接続していないような地域であっても、例えば白浜とか吉佐美、朝日地区とか、そちらにおいても小さくてもいいので公園のような平面的な空間を確保できたらというように思っております。ふだんは子供たちがそこで遊ぶことができて、いざというときにはそこが必ず防災の用に立つと考えているところです。

しかしながら一方、そういった土地の確保というのは非常に難しいです。土を入れるということに対して熱海のあの災害以降、地域の感覚というんでしょうか、感情的にそういったものを受け入れられにくくなっているという、そういった社会的な空気を今感じているところなんですけれども、それでもまどが浜海遊公園のあの児童遊具のように、やはり子供たちが集えるところというのは、それぞれの地区で必要不可欠だと私も考えておりますので、ぜひ地域の皆さんのそういった声を拾い上げていただければ幸甚でございます。

それから、がけ地近接の移転事業等につきましては、個別具体的話として担当課長から申し上げます。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） まず、今市長から御答弁のありました伊豆縦貫道の発生土活用地の候補地につきましては、議員がおっしゃったように松木市長就任前にも検討され、箕作で1か所、須原で1か所候補地がありました。

松木市長就任後におきましては4年度にさらに検討しまして、箕作の今予定されている伊

ンターチェンジの周辺と敷根地区を新たに候補地として追加したものでございます。それがけ地条例につきましては、残念ながら現在というかこれまで実績はございません。

そういった状況も踏まえまして、県のほうも補助制度の見直し、金額のアップをしておりますので、市のほうもこれに合わせて条例を見直して補助金のアップを行い、皆様に周知の強化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 数々の質問に対する御答弁をありがとうございます。私から提案させていただいた新しい防災、庁舎移転に伴う新しい防災と、今崖地の関係と平地の造成ということで、ここは本当に攻めの防災かと思っておりますので、この2つをミックスしてぜひ能登半島地震を踏まえた下田市であったり、賀茂の防災ということで取り組んでいただければと思います。

次に、新しい観光についての再質問をさせていただきます。

冒頭に新しい観光ということで、ニューツーリズムという言葉が市長のほうからいただきました。着地型、体験型の観光ということで、しかしながらこの言葉は大分前から使われている言葉でありまして、直感的に新しい観光というと、何かすごいことを下田市は行うのかなというようなイメージを私は持ちました。

そういった中で、一つSDGsの観点からサステナブル観光というんですか、観光のまちづくり、すなわち今下田市が計画している観光まちづくり推進計画そのものが観光を使ったまちづくりということで、持続可能な観光につながっていくものかと考えております。そうした観点でこのサステナブル観光、持続可能な観光について市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

もう一点は観光協会への人的交流ということで、既存の規則でございますと社会福祉法人伊豆つくし会、また一般社団法人美しい伊豆創造センターへ職員さんを派遣していたり、派遣をされていた経過があると思っております。このそれぞれの法人への派遣の目的であったり、現状の派遣状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 持続可能な観光についての市長の見解、考えということですので、これについてお時間を頂戴して申し上げたいと思っております。

そもそも観光というのは、その本物がなければ来てくれないと私は考えています。それで

このまちは本物がたくさんあるということで、随分と優位なところにあると感じております。その優位なものをしっかりと磨いて、だからお客様に来てくださいという、そういう考えです。

日本全国いろんな市町村があって、それぞれいろいろ観光をやろうとしているんですけども、何にもないんですとおっしゃる首長さんがいらっしゃって、下田市さんはいいなど、私たちのところは何にもないんです。ですが私たちも持っているコンテンツをしっかりと全部フルに使っているかといいますと、まだまだ活用といいましょうかバージョンアップできる余地が残っていると考えております。こうしてそのブランド力を上げて知名度を上げて観光の求心力にすると、それが1つ目、本物の価値を高めるということが1つ目です。

もう一つが、それを支える経済みたいなものでしょうか。人材も必要になります、私たちのこのまちで観光業に就いている方、あるいはその観光的な飲食業をやってらっしゃる方のその後を継ぐ人、こういう人をやっぱり私たちはどうやって確保するのかということをしっかり考えなければいけないと思っています。

観光は、よく言うんですけども、今県では文化観光部と昔は言って、今はスポーツ・文化観光部という枠組みで捉えています。だから駄目だというわけではないんですけども、経済産業部という部が別途あって、そちらは一次産業、二次産業をすごく支援している。それでスポーツ・文化観光部でも観光に対して事業として支援してくださっていますけれども、こここのところのその経済、産業という観点から、もう少し何らかのことができないかということをお県とこれから詰めていくことを考えております。県知事が替わったこのタイミングで県のほうにこの辺のことを強く求めてまいりたい。そうすることで、先ほども言いましたけれど中身を磨いて、そしてそれを支える人材がいて、それで観光を持続可能にする、これが私の考えでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） それでは私のほうから、こういった公益的な法人に対する派遣の状況というところをちょっと説明させていただきたいと思っております。

まず一般社団法人美しい伊豆創造センター、こちらのほうには平成28年4月から現在に至るまで職員を1名派遣しているところで、現在も1人派遣してございます。こちらのほうについては御存じのとおり、各市町村からの派遣職員によって運営されているというところもございまして、1名というのはこれを派遣させていただいているというところなんです。

一方、社会福祉法人伊豆つくし会でございます。こちらについてはちょっと歴史が長くなってしまいうんですけれども、平成13年までは下田市が、こちらの伊豆つくし学園が一部事務組合であった当時は、園長という形で管理職を1人派遣していたということでございます。その後、派遣しなくなったんですけれども、平成19年から平成21年まで、こちらの間は一部事務組合から民間のこういった法人に切り替わる時に、一部事務組合で採用された職員、こちらについては各市町村で1人とか2人とか3人とかいう形でそれぞれ採用させていただいたということがございます。

その中で、そうはいてもいきなり全部を引き上げたのでは次の社会福祉法人のほうで運営ができないということで、1人、2人と残しながらやっていったというところで、この間の3月議会で御挨拶申し上げた斎藤課長なども、そちらのほうで派遣職員として行っていたと。そのときは運営側として2人、下田市から行っていたと。それとは別に、建設に携わるために建築の技師のほうを1名、その工事期間だけ派遣していたというところがございます。

派遣の状況については以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 派遣の関係でありがとうございます。こちらは先ほど課長から答弁のありましたDMO観光地域づくり法人とも関連してくるところでございますが、広域でビッグデータであったりブランディングを進めていくということで、現在は美伊豆に職員さんを派遣されているというようなお話でございました。

一方で、同じテーマで質問しております宿泊税をもし下田市に導入した場合、現状の下田市観光協会がその受入れの団体になるのか、DMOという旅行者の視点で整備を進めていく、法人をつくっていくのか、そういった議論も今後は必要かと思われま。先ほど観光協会への派遣については、今後検討していきたいということでありましたが、宿泊税の検討と併せてこの下田市に特化したDMOの法人の設置についても、ぜひとも御協議いただきたいと思います。

現状は民間さんのほうからそういった声が上がっているかどうかについて、観光交流課長のほうにお尋ねをさせていただきます。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） DMOとの関連性につきまして、観光協会や民間のほうから下田市に観光DMO組織が必要かどうかという声が上がっているかという点ですけれども、現

状としましては、下田市においては下田市一般社団法人下田市観光協会が中心となり、観光施策を実務的に運営、また広域的におきましては先ほど御答弁させていただきましたとおり、美しい伊豆創造センターにおいて伊豆半島地域が一体となって、広く伊豆半島地域に観光誘客をするための取組を進めておるところでございます。

具体的に今後、先ほどもお伝えしましたが第3次下田市観光まちづくり推進計画、そちらを策定していく過程で複数回のグループワーク等を検討しておりますので、そちらの議題の一つとしましてこちらも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） ありがとうございます。第3次観光まちづくり推進計画の策定において、ただいま答弁また私のほうから意見、御要望をさせていただいた内容についても議論をお願いしたいと思います。

次に、海水浴場条例の改定と関連して、併せて公の施設の考え方について質問させていただきたいと思います。

趣旨質問の答弁の中で、直接的に海水浴場条例はどうなったかというところの御答弁がございませんでしたので、9月定例会の一般質問の答弁では来夏を目途に条例の見直しも含めてというような御答弁がございましたので、定例記者会見前にそういった夏前の方針が決まっているようであれば市長から御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 先ほどの答弁でもそれについては申し上げたつもりだったんですが、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、下田市ではその条例についてどうするかというのを検討する中で、条例を含んでほかのことももちろん検討していたわけです。そしてその結果として下田市健全・安全・安心・まちづくり推進協議会というのが設立されて、これの中に従来の組織であった交通安全の関係とか防災の関係とか、教育関係とか犯罪抑止とかいろいろある中に海水浴場の健全化、そういうものを入れて、それで大きなプラットフォームでちゃんと、白浜だけではなく全ての海水浴場に、さらに言えば町なかも健全化に向けていこうと、こういう方向性を共有したわけです。

またさらに昨年度中ですが、令和5年に夏期対の中にそういった部会を設置しまして、部会の名前が「夏期海岸対策暴力団と排除対策部会」、こういう名前で、そこにおいて反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書の提出と、こういう本当に具体的な実効性の

あることを設計してきたわけでございます。警察との協議を重ねる中で効果的なものは何なのかということで、今般はそちらのほうになったということでございます。

今後はまだ様子を見ながらということになります。また今年の夏もこれで、昨年度に比べてまた一步強化していく内容になっておりますので、一つ一つをトライ・アンド・エラーで健全化に向けた取組をまいります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 私が確認したいことは、来夏を目途に海水浴場条例の見直しという御答弁があったので、その点は今年の令和6年夏は見直して、いつを目途に条例改正を御検討されているのか、そのことについて御答弁いただきたいと再度質問をさせていただきます。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 条例の改正ということは、必ずしもこれが決定事項と考えていません。条例の改正も含めて毎年様々なチャレンジをしているということございまして、例えば令和8年度までに条例を改正しますとか、そういった意味ではないということをお知らせいたします。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） ちょっと答弁とこちらの見解というか認識の差があったということで理解させていただきました。

次に、条例改正に合わせて公の施設かどうかということで質問させていただきました。2か月間のみ使用ということで、公の施設に当たらないというような御見解をいただきましたが、仮に公の施設としない場合に今後、海水浴場の運営、現状は夏期海岸対策協議会の本部がそれぞれの海水浴場を夏期海岸対策協議会の各支部に委託契約なのか移管していると思われまます。こうした形で現状は各行政区さんであったり各行政区の代表者が参画している法人さんが運営を行っておりますが、それが今後、難しくなってきたときに、現状の海水浴場条例は設置期間であったり場所であったり加入方法を定めておりますので、管理設置条例に基づく私は公の施設として各法人さんにこの運営を移管していく将来像をつくっていく必要があるかと思いますが、現状、公の施設としない場合でも、そういった法人にこの海水浴場運営を移管していくことが可能なかどうか、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 現状は今江田議員がおっしゃったように、夏期の期間につきましては各支部に運営をお願いしているところでございます。

今後はその2か月間の期間で法人に移管していくことが可能かどうかということですが、先ほどの御答弁の中でお話しさせていただきましたが、海岸または海の通年利用につきましては継続して検討を進めておるところでありまして、公の施設とするためには下田市内に今海水浴場は10ございますが、そちらにつきまして夏の2か月間、管理者が県から6か所、市から4か所という形で占用を受けて運営しているところでございます。

また海水浴場によりまして周辺地域ですとか、周辺の環境ですとか海の特性、そういったところもいろいろ異なるという点もございますので、また今後、その夏期対の2か月間にこだわらず、通年利用に関して静岡県やまた関係者、また地元等と協議をして、その公の施設として管理していく必要があるかどうか、そういった検討を進めていく必要があるかなと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） こちらも公の施設の観点で要望となってしまいますが、現在、下田市がスポーツ推進計画であったりサーフタウン構想を策定していく中で、この中で下田市のその本物というものが先ほど市長の言葉にありました。本物というものは体育館であったり、サッカーコートであったり野球場であるようなつくられたものでなくて、下田市は本物の自然でスポーツであったり健康増進を育まれるビーチであったり海がでございます。

そうした中で、先ほどの海水浴場条例の改定もそうでございますが、やはり通年利用、リゾートというような言葉もございますので、ぜひともこの海の活用について、新しい市長さんも伊豆の海のポテンシャル、ビーチのポテンシャルには言及しておりましたので、要望いただければと思います。

最後に、宿泊税の関係で幾つか御質問させていただきたいと思います。

検討機関を設置されたということで、検討いただくというお話でございました。こちらは令和3年6月の一般質問の中でも検討というお言葉をお伺いしましたが、やはり答弁の中で重要なことは、いつを目途に、いつをスタートにというような言葉であったり御回答かと思っておりますので、その点について御確認をさせていただきたいと思います。

あわせまして入湯税にするのか宿泊税にするのかといった検討も必要かと思われます。既に賀茂地域内の東伊豆町では入湯税の引上げというような方針が決まっているようでござい

ます。仮に下田市も入湯税の引上げにかじを切った場合は、私が計算するところこれまでより約7,500万円の法定外目的税の増加でございます。しかしながら宿泊税の導入にかじを切った場合は、その倍以上の1億8,000万、1人当たり200円を想定した場合ですが、倍以上の観光振興に資する財源の確保ができるところでございます。

こうした観点も含めまして、現状で下田市はどちらの方向にかじを切るか既に決まっているのか、それともその点も含めて今後はこの新たに設置された横断的な組織で検討を重ねるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 税務課長。

○税務課長（土屋武久） 宿泊税か入湯税かどちらに、またいつをスタートということで2つ御質問があったと思うんですけども、現状では係長レベルでいろんな入場料とか税とか負担金、様々なものを自由に検討してもらっている段階で、なかなかいつスタートとか宿泊税か入湯税かということは決まっておりません。

議員御指摘の宿泊税ですと入湯税の倍以上の効果というお話なんですけれども、実際に大型宿泊施設というものがほとんど入湯税の特別徴収義務者になっておりまして、事業所数だけを見ますと入湯税の特別徴収義務者、約80ですけれども、無資格事業者は220とか、南伊豆のすがたとかを見ますと倍以上なんですけれども、実際のその宿泊者というのが、大型施設がかなり人数が多いと思いますので、また入湯税の宿泊数と県の統計の宿泊数との差異もかなりありまして、実際にそれだけの効果があるかどうかというところがなかなか難しいなということがあります。現状ではちょっと申し上げられるような決まっていることはないという状況です。

私のほうからは以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 会議の設置であつたり会議の構成のメンバーの御答弁をいただいたところでございます。まず、ちょっと私のこの試算の根拠のほうをお話しさせていただきたいと思います。

令和4年度の先ほどもお話しさせていただいた、まち・ひと・しごと総合戦略の令和4年度評価における数値を根拠にしております。宿泊客数については89万5,000人、入湯税を徴収した方は51万5,000人ということで、約6割近い方が入湯税の対象ということでございますが、4割の方は鉱泉施設でない宿泊施設に入られているということで、89万5,000人に200円を掛けさせていただきますと、約1億8,000万というような数字が私の根拠でございます。

仮に入湯税ですと現状7,300万円でございますので、今の150円、若干料金によって100円、130円とあるようですが、150円の場合に300円にした場合は7,300万の増額にしかならないというような根拠を持って答弁をさせていただいたところでございます。こうした観点から、ぜひとも宿泊税の導入については課長レベルでしっかりと御協議いただきたいと思っております。

なぜかと言いますと、令和6年度の要望の中で下田商工会議所様のほうから入湯税の引上げの検討の部分の要望が、私は確認しているところでございます。こうした要望をいただいた中で、入湯税を進めていくということになるのか、それとも宿泊税と入湯税のどちらかがより観光振興予算に財源を確保できるかというところを、市長がこの要望書に御回答されたかどうかは分からないのですが、しっかりと宿泊税のことを検討した上で商工会議所様のほうにも御回答しなければいけないと思っておりますので、この法定外目的税の点については係長レベルから課長レベルの協議会設置に向けて御検討いただきたいと思っております。

最後にこの点について、可能であれば市長からのお考えの答弁を求め、私からの質問を終了させていただきたいと思っております。市長、よろしくお願いたします。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 宿泊税にしても入湯税にしても、今その現場で営業なさっている事業者の皆様のことを考えますと、軽々にはもちろん考えられないんですけども、しっかりと時間的な目安を、だらだらとただ考え続けるのではなく、ある程度の期限を切って方向性を求めていくように庁内でしっかりと検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） これをもって、13番 江田邦明議員の一般質問を終わります。